



発行 新潟県

第 68 号

令和8年9月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 716 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
717 許可をすべき皆伐面積の限度（治山課）
718 道路の区域変更（道路管理課）
719 道路の区域変更（道路管理課）
720 通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路（道路管理課）
721 高さ4.1メートルの車両の通行を認める道路の指定及び高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法（道路管理課）

公 告

- 令和8年度後期技能検定の実施（雇用能力開発課）
一般競争入札の実施（警察本部会計課）

人事委員会規則

- 6－1968 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第716号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
燕市佐渡山字川上212	田	621
燕市佐渡山字川中822	田	2,616
燕市佐渡山字川中1186	田	2,399
燕市佐渡山11286－2	田	4,944

- 2 利用権の内容

水稻栽培

- 3 利用権の始期及び存続期間

令和9年1月

5年

- 4 貸借に相当する補償金の額

368,265円

- 5 補償金の支払い方法

利用権の始期までに新潟地方法務局三条支局に補償金を供託する。

◎新潟県告示第717号

令和8年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規

定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和8年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

単位区域名	保安林の種類	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
山北地区	水源かん養保安林	193.16
〃	土砂流出防備	197.59
三面川	水源かん養	686.79
〃	土砂流出防備	189.67
村上市(旧村上市)	干害防備	0.94
〃	保健	0.36
村上市(旧朝日村)	干害防備	3.46
〃	保健	9.80
荒川	水源かん養	301.05
〃	土砂流出防備	48.99
関川村	干害防備	0.40
阿賀野川	水源かん養	1079.80
〃	土砂流出防備	585.80
阿賀町(旧鹿瀬町)	干害防備	0.24
〃	保健	9.00
阿賀町(旧上川村)	干害防備	0.36
阿賀町(旧三川村)	干害防備	0.38
胎内川	水源かん養	90.36
〃	土砂流出防備	78.99
胎内市(旧中条町)	飛砂防備	1.62
胎内市(旧黒川村)	干害防備	0.12
加治川	水源かん養	352.63
〃	土砂流出防備	124.92
新発田市(旧新発田市)	干害防備	1.04
早出川	水源かん養	227.82
〃	土砂流出防備	56.98
新潟市(旧新津市)	干害防備	1.20
西川	水源かん養	16.14
〃	土砂流出防備	2.26
五泉市(旧五泉市)	保健	0.98
五十嵐川	水源かん養	277.39
〃	土砂流出防備	219.74
刈谷田川	水源かん養	116.94
〃	土砂流出防備	82.80
信濃川中流	水源かん養	40.22
〃	土砂流出防備	101.28
鯖石川	水源かん養	181.14
〃	土砂流出防備	45.92
柏崎市(旧高柳町)	干害防備	1.12
破間川	水源かん養	590.70
〃	土砂流出防備	760.86
北ノ又川	水源かん養	387.61
〃	土砂流出防備	179.35
魚野川	水源かん養	596.94
〃	土砂流出防備	951.11
信濃川上流	水源かん養	301.49

〃	土砂流出防備	〃	222.79
魚沼市(旧広神村)	干 害 防 備	〃	2.18
南魚沼市(旧六日町)	干 害 防 備	〃	1.56
保倉川～渋海川上流	水 源 か ん 養	〃	145.04
〃	土砂流出防備	〃	98.00
越 道 川	水 源 か ん 養	〃	5.80
〃	土砂流出防備	〃	44.76
関 川	水 源 か ん 養	〃	340.02
〃	土砂流出防備	〃	221.70
妙高市(旧妙高村)	防 風	〃	3.28
上越市(旧板倉町)	干 害 防 備	〃	6.30
上越市(旧三和村)	干 害 防 備	〃	1.60
能 生 川	水 源 か ん 養	〃	266.24
〃	土砂流出防備	〃	140.84
早川～青海川	水 源 か ん 養	〃	945.10
〃	土砂流出防備	〃	142.32
上 路 川	土砂流出防備	〃	95.54
大 佐 渡	水 源 か ん 養	〃	597.69
〃	土砂流出防備	〃	334.59
小 佐 渡	水 源 か ん 養	〃	321.18
〃	土砂流出防備	〃	129.58
佐渡市(旧新穂村)	干 害 防 備	〃	1.66

◎新潟県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和8年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 中条乙線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
胎内市高野字上大坪1863番から	新	7.0～11.4メートル	525.3メートル
同市高野字日渡1355番1まで	旧	7.0～8.4メートル	525.3メートル

◎新潟県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和8年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 出雲崎柿の木小島谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
-----	------	-----------	-----

三島郡出雲崎町大字藤巻字前田543番2から	新	6.8～16.0メートル	568.6メートル
同郡同町大字藤巻字前田57番2まで	旧	6.8～15.0メートル	570.0メートル

◎新潟県告示第720号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

令和8年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道 新潟村松三川線	五泉市羽下字久徳285番から五泉市船越字堤西13番1まで

2 指定する期日

令和8年9月1日

◎新潟県告示第721号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和8年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 289号	燕市井土巻三丁目11番から三条市須頃三丁目2番まで
一般国道 290号	新発田市荒町字元宮甲1558番1から新発田市荒町字家裏甲1172番1まで
一般国道 404号	長岡市新産二丁目1番4から長岡市新産二丁目2番4まで
一般国道 460号	新発田市新栄町二丁目622番1から新発田市荒町字竹ヶ花前甲1611番8まで

2 指定する期日

令和8年9月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害のないことを確認の上走行すること。

公 告

令和8年度後期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定により、技能検定を次のとおり実施する。

令和8年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験の方法

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

2 実施等級別職種及び実施日

(1) 特級

検定職種	作業名	実施日			
		実技試験			学科試験
		製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 作業試験	
鋳造 金属熱処理 機械加工 非接触除去加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形 パン製造	—	—	—	1月31日	1月31日

(2) 1級及び2級

検定職種	作業名	実施日			
		実技試験			学科試験
		製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 作業試験	
さく井	パーカッション式さく井工事	—	1月17日		1月31日
	ロータリー式さく井工事				1月31日
金属溶解	鋳鋼溶解	◆	1月24日	1月24日	1月24日
鍛造	ハンマ型鍛造	◆	—	1月24日	1月24日
金型製作	プラスチック成形用金型製作	◆	—	—	1月31日
工場板金	機械板金	◆	—	—	1月31日
	数値制御タレットパンチプレス板金	◆	—	—	1月31日
機械検査	機械検査	◆	—	1月24日	1月24日
シーケンス制御	シーケンス制御	◆	—	1月24日	1月24日
半導体製品製造	集積回路チップ製造	—	1月24日	—	2月7日
	集積回路組立て	—	1月24日	—	2月7日
プリント配線板製造	プリント配線板製造	—	1月17日	—	2月7日
自動販売機調整	自動販売機調整	◆	—	—	1月31日
鉄道車両製造・整備	鉄道車両点検・調整	◆	—	—	1月31日
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て	—	1月17日		2月7日
農業機械整備	農業機械整備	◆	—	1月31日	1月31日
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	◆	—	1月31日	1月31日
和裁	和服製作	◆	—	—	1月31日
パン製造	パン製造	◆	—	—	1月31日
菓子製造	洋菓子製造	◆	—	—	2月7日
	和菓子製造	◆	—	—	2月7日
みそ製造	みそ製造	◆	—	—	1月31日
建築大工	大工工事	◆	—	—	2月7日
かわらぶき	かわらぶき	◆	—	—	2月7日

配管	建築配管	◆	—	1月24日	1月24日
厨房設備施工	厨房設備施工	◆	—	(1級) 1月31日	1月31日
型枠施工	型枠工事	◆	—	(1級) 1月24日	1月24日
鉄筋施工	鉄筋施工図作成	1月17日	—	—	2月7日
	鉄筋組立て	◆	—	—	2月7日
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	—	1月17日		2月7日
防水施工	アスファルト防水工事	◆	—	—	1月31日
	合成ゴム系シート防水工事	◆	—	—	1月31日
	塩化ビニル系シート防水工事	◆	—	—	1月31日
	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事	◆	—	—	1月31日
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事	◆	—	—	2月7日
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事	—	1月17日		1月31日
ガラス施工	ガラス工事	◆	—	(1級) 1月24日	1月24日
機械・プラント製図	機械製図CAD	1月24日	—	—	1月31日
電気製図	配電盤・制御盤製図	1月24日	—	—	2月7日
金属材料試験	組織試験	◆	—	—	1月24日
塗装	鋼橋塗装	◆	—	—	2月7日
広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ	◆	—	—	2月7日
	広告面粘着シート仕上げ	◆	—	—	2月7日

(3) 単一等級

検定職種	作業名	実施日			
		実技試験			学科試験
		製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 作業試験	
バルコニー施工	金属製バルコニー工事	－	1月17日		1月31日

(4) 3級

検定職種	作業名	実施日			
		実技試験			学科試験
		製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 作業試験	
機械加工	普通旋盤	実施せず			2月7日
機械検査	機械検査	◆	—	—	2月7日
電子機器組立て	電子機器組立て	実施せず			2月7日
シーケンス制御	シーケンス制御	◆	—	—	1月24日
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	◆	—	—	1月31日
和裁	和服製作	◆	—	—	1月31日
建築大工	大工工事	◆	—	—	2月7日
配管	建築配管	◆	—	—	1月24日
鉄筋施工	鉄筋組立て	◆	—	—	2月7日
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーションCAD	1月17日	—	—	2月7日
機械・プラント製図	機械製図CAD	1月24日	—	—	1月31日
貴金属装身具製作	貴金属装身具製作	◆	—	—	1月31日
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ	◆	—	—	2月7日

◆印は令和8年12月4日(金)から令和9年2月14日(日)までの指定する日

3 技能検定の受検手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 受検手数料

受検する等級	令和8年4月1日 現在の年齢	実技・学科とも受検	実技のみ受検	学科のみ受検
全等級	23歳以上	21,300円	18,200円	3,100円
全等級	23歳以上 (在校生)	15,200円	12,100円	
1級、2級、単一等級	23歳未満	21,300円	18,200円	
1級、2級、単一等級	23歳未満 (在校生)	15,200円	12,100円	

3 級	23歳未満 (在校生)	10,700円	7,600円	
	23歳未満 (雇用保険被保険者)「※」	12,300円	9,200円	
	23歳未満 (在校生かつ雇用保険被保険者)「※」	6,200円	3,100円	
	23歳未満 (雇用保険未加入者)	16,800円	13,700円	

※ 実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である方が対象。ただし、雇用保険被保険者であっても証明書類の提出ができない方は減免措置の対象外となる。

注 「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

注 「23歳未満」とは、令和8年4月1日現在において23歳に達していない者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

注 「雇用保険被保険者」とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者）をいう。

(2) 実施期日

令和8年12月4日（金）から令和9年2月14日（日）までの間において指定する日に行う。

(3) 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

(4) 問題の公表

実技試験問題は、令和8年11月27日（金）に新潟県職業能力開発協会が発表する。ただし、一部の職種については行わない。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 受検手数料

エ 本人確認書類の写し

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会

所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2（新潟県公社総合ビル4階）

電 話 025-283-2155

(3) 受付期間

令和8年10月5日（月）から令和8年10月16日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。

イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

ウ 申請書は書留郵便で郵送し、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、申請は受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 受検手数料の納入方法

実技試験の受検手数料の額及び学科試験の受検手数料の額（前記3の(1)に定められた額）を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る受検手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

令和9年3月12日(金)に、新潟県ホームページで技能検定合格者の受検番号を掲示する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会(電話:025-283-2155)又は新潟県産業労働部雇用能力開発課(電話:025-280-5270)へ問い合わせること。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、通信回線機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和8年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

通信回線機器等賃貸借

(2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す(入札説明書の交付を含む。)期間、場所及び問合せ先

(1) 期間

本公告の日から令和8年9月11日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部情報技術企画課システム運用係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

電話番号 025-285-1831(直通)

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部情報技術企画課システム運用係

電話番号 025-285-0110 内線2441

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の各項に該当しない者であること。

(2) 本案件に係る競争入札参加資格確認申請書等を提出した日から本案件の入札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。

(3) 本案件の入札日から過去3か月以内に、国又は地方公共団体との契約において、談合又は暴力団排除に係る契約条項に該当したため、発注者から契約解除又は打ち切りの措置を受けた者でないこと。

(4) 過去10年以内に本調達案件又はこれと同等の調達案件について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。

(5) 本調達案件納入後の迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。

- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (8) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 本公告の日から令和8年9月11日（金）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部情報技術企画課システム運用係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和8年10月6日（火）午後1時以降に2(3)イへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年10月13日（火）午前11時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人（法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した入札書を封書にした上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書し、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）を令和8年10月9日（金）の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人（代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人）に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第54条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を

加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(5) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 本公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing contract for telecommunications Line Devices

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date: Tuesday, October 13, 2026

Time: 11:30 a.m.

Place: Contract Bidding Room,

First Floor, Niigata Prefectural Police Headquarters Building

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan

(3) For more information, please contact the following divisions in Japanese:

For contract procedures:

Accounting Division, Police Administration Department,

Niigata Prefectural Police Headquarters

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553

Phone: 025-285-1831 Direct

For technical specifications:

Information Technology Planning Division, Police Administration Department,

Niigata Prefectural Police Headquarters

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553

Phone: 025-285-0110 Extension 2441

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月1日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6－1968号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6－118号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分
知事の事務部局	(略)	(略)		知事の事務部局	(略)	(略)	
	地域振興局	(略)			地域振興局	(略)	
		(略)	5種			(略)	5種
		新潟地域振興局 新潟港湾事務所 長				新潟地域振興局 新潟港湾事務所 長	
		(略)				<u>新潟地域振興局 新潟港湾事務所 次長</u>	
		(略)				(略)	
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
備考	(略)			備考	(略)		

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。